

記入例

◎所持人自署欄について

そのままパスポートに転写されますので、**必ず申請者本人**が日本語かローマ字で署名してください。

(小学生等で漢字が書けない方はひらがなでも可)

※訂正はできません。

※渡航中、常に使用する署名です。

〈漢字の例〉

青森 次郎

〈ローマ字の例〉

Aomori Jiro

申請者が乳幼児等で自署することが困難な場合は、法定代理人が代理署名してください。また、病気等で署名することが困難な場合は窓口にご相談ください。

〈例〉

青森 りんご
青森花子(母)代筆

Ringo Aomori
by A. Aomori (mother)

✕署名としてよくない例

✕枠からはみ出しているもの

青森次郎

✕なぞっているもの

青森次郎

✕インクが薄いもの、かすれているもの

青森次郎

✕文字が太いもの

青森次郎

必ず申請者本人がよく読んで、いずれかの□にレを記入してください。

「はい」に該当する方は別途手続きが必要です。県庁旅券グループへ必ず事前にご連絡ください。

(017-777-4499)

訂正は(※注1)参照。

- 申請書は機械で読みとります。折ったり、汚したりしないでください。
 - 黒又は青の濃いボールペンやインクで所定の枠内に正確に記入してください。(消えるペンは不可)
 - ※のある欄では該当する□枠内にレ印を記入してください。
 - 記入例は5年用ですが、10年用も同様です。
 - の箇所は必ず申請者本人が記入してください。**やむを得ない事情がある場合は窓口へご相談ください。
 - 記入ミスした場合は、二本線で訂正してください。(修正液・修正テープは使用しないでください。)
- (※注1)・氏名のヨミカタ、「刑罰等関係」欄及び「引受人氏名」は申請者本人による訂正が必要です。
・「法定代理人署名」は法定代理人本人による訂正が必要です。

ヘボン式ローマ字の正しい記入例

し SHI ふ FU しゃ SHA ちゃ CHA じゃ JA りゃ RYA
ち CHI じ・ぢ JI しゅ SHU ちゅ CHU じゅ JU りゅ RYU
っ TSU ず・づ ZU しょ SHO ちょ CHO じょ JO りょ RYO

撥音 B・M・Pの前はNの代わりにMをおく。(例)なんばNAMBA じゅんぺいJUMPEI
促音 子音を重ねる。(例)はっとりHATTORI
長音 記入しない。(例)おたのOTA ゆうこYUKO ようこYOKO

- 外国姓の方等で非ヘボン式ローマ字表記または別名併記を希望する方は、綴り等の確認のための疎明資料が必要になりますので、事前にご相談ください。
- 特に希望する場合は、長音を含む氏名を「OH」等で表記できます。
(例) おおの「ONO」→「OHNO」(非ヘボン式)等

一般旅券発給申請書 (5年用)

新規・切替 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)

受理年月日	年 月 日	受理番号	□□□□□□□□□□□□□□□□
窓口記入欄	この枠内は記入しないでください		
有効期間	5年	発行年月日	交付年月日
氏名	ヨミカタ(カタカナで記入。濁点及び半濁点は同一マス内に「ガ」「バ」等と記入してください。)		
姓	アオモリ		
名	ジロウ		
姓	青森		
名	次郎		
姓	AOMORI		
名	JIRO		
性別	男	生年	070605
本籍	青森県	住所	青森市長島1丁目1番1号
所持人自署	青森次郎		
旅券番号	MM1234567		
発行年月日	20170714		
最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。	SHIMMACHI		
この申請書を提出する日の年齢	18歳以上の方は「5」と記入してください。		
現住所	〒030-0801 青森市新町2丁目3-1		
電話	017(777)4499		
携帯	090(1234)5678		
メールアドレス	@.com		
日本国内の緊急連絡先	住所 青森市長島3丁目1-20 氏名 青森花子 申請者との関係 母 電話 017(722)3456		
刑罰等関係	※次の各事項に該当しているか否か、□にV印を記入してください。 1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。 また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して(未遂を含む)、日本国刑法により有罪となり、判決が確定したことがありますか。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>		
外務省コード欄	03 13条 10 別名併記 1 この枠内は記入しないでください		

出発予定日	令和6年8月8日	※主要渡航先での滞在期間	<input checked="" type="checkbox"/> 3ヶ月未満 <input type="checkbox"/> 3ヶ月以上
※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□にV印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。			
① <input type="checkbox"/> 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合		② <input type="checkbox"/> 旅券の二重発給を受けようとする場合	
渡航目的(具体的に)			
②の場合は、二重発給 この枠内は記入しないでください			
今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)			
国名	コード		
旅券面の氏名表記(申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字大文字で記入してください。(姓と名のどちらか一方の場合もあります) また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。)(別名併記の記入例: GAIMU(TANAKA))			
姓	最大31字まで(別名を含む)		
名	最大31字まで(別名を含む)		
注: 旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字(別名併記の()は記入可。記号(・、~など)や、数字(ⅡⅢなど)等は記入できません。但し、別名併記の()は記入可。			
外務大臣殿	令和6年3月27日		
在大使 総領事 殿	(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らずに失効した場合は、通常より高い手数料がかかります。)		
法定代理人(親権者、後見人など)署名			
本人確認欄	(1点でよい書類) <input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 船員手帳 <input type="checkbox"/> 海技免状 <input type="checkbox"/> 無執等所持許 (2点必要な書類) <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 宅建取引士証 <input type="checkbox"/> 電気工事士免状 <input type="checkbox"/> 無線従事者免許証 <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 船員保険証 <input type="checkbox"/> 生涯総合保証(学生証、社員証、公的な資格証明書など) 印鑑登録証明書及び実印 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> その他写真付きの身分証明書 <input type="checkbox"/>		
官公庁記載欄	本人 <input checked="" type="checkbox"/> 代理 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 非ヘボン <input type="checkbox"/> 別名併記 <input type="checkbox"/> 長音表記 <input checked="" type="checkbox"/> 疎明資料名() 理由()		

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。

令和6年3月27日

引受人氏名 青森 愛子 申請者との関係 妻

引受人住所 青森市新町2丁目3-1

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真が本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。

令和6年3月27日

連絡先電話番号 017(777)4499

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 7年11月20日

注意事項

1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

未成年等の場合に記入してください。

○申請者が未成年又は成年被見人の場合は法定代理人の署名が必要です。
訂正は(※注1)参照。

法定代理人以外が代理で提出する場合に記入してください。

○裏面「申請について」の2をお読みください。

必ず申請者本人が記入してください。
訂正は(※注1)参照。

代理提出する方(引受人)が記入してください。また、引受人の本人確認書類も持参してください。

裏面も記入してください

(別記第4号様式)

申請について

1. 申請受付時間 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。)

県・弘前市窓口	月曜日～金曜日 8:30～17:15	その他市町窓口	月曜日～金曜日 8:15～17:00
---------	--------------------	---------	--------------------

2. 代理提出する場合

- 申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」欄を記入してください。(子の代理で法定代理人が申請する場合は不要)
- 申請者本人にとって必要な書類一式のほか、代理提出する方(引受人)についても、本人確認書類(原本)が必要です。
- 5人以上の団体で代理提出する場合、予め受付日時を予約してください。申請者名簿も必要です。
- ※ 旅券を紛失、焼失、損傷した方、刑罰等関係に該当の方、居所で申請する方は、代理提出はできません。

3. 未成年者(18歳未満の方)が申請する場合

- 申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者である父または母が自署してください。
- 親権者が遠隔地に在住し、申請書に署名できない場合は、親権者の署名がある「旅券申請同意書」(窓口及びHPに様式あり)を、郵送された封筒と併せて提出してください。
- 親権者が外国籍の場合は、親権者双方の同意が必要です。

4. 有効な旅券を紛失した場合 代理提出はできません。

- 「紛失一般旅券等届出書」を提出してください。(写真1枚必要)
- 新規で申請する場合は、「紛失一般旅券等届出書」と「一般旅券発給申請書」を提出してください。

5. 旅券を申請したが、受領しなかった場合 代理提出はできません。

- 令和5年3月27日以降に旅券を申請し、発行後6ヶ月以内に受領せずに同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際は、手数料が通常より高くなります。

6. 旅券の有効期間内に申請する場合(切替申請:残りの有効期間は切り捨てられ、旅券番号が変わります。)

- ※ 次のいずれかの場合は新しい旅券に切替申請することができます。
- 有効期間が1年未満の場合 ○ 旅券を損傷した場合
- 氏名、本籍地の県名などに変更があった場合(残存有効期間同一旅券の申請もできます。)
- 査証欄に余白が少なくなった場合(残存有効期間同一旅券の申請もできます。)

受け取りについて

1. 交付予定日及び交付受付時間(土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。)

県庁窓口	5日目以降	(申請日から土曜日、	月曜日～木曜日 8:30～18:00	金曜日 8:30～17:15
県分室・弘前市窓口	7日目以降	日曜日、祝日、年末	月曜日～金曜日 8:30～17:15	
その他市町窓口	7日目以降 ※田子町のみ8日	年始を除く)	月曜日～金曜日 8:15～17:00	

2. 旅券の受け取りは年齢に関係なく必ず旅券名義人本人です。代理人の受け取りはできません。

3. 受け取りに必要なもの

- 旅券受領証
- 手数料(右表のとおり)

旅券の種類	手数料 (収入印紙+青森県証紙)
10年	16,000円 (14,000円+2,000円)
5年(12歳以上)	11,000円 (9,000円+2,000円)
5年(12歳未満)	6,000円 (4,000円+2,000円)
残存有効期間同一旅券 (記載事項変更または査証欄余白なし)	6,000円 (4,000円+2,000円)

青森県旅券窓口のご案内

- 青森県庁パスポート窓口
 - 青森市長島一丁目1-1 (県庁北棟1階) TEL 017-777-4499
 - 弘前分室 弘前市駅前町9-20 (HIRORO3階) TEL 0172-34-6009
 - 八戸分室 八戸市尻内町字鴨田7 (県合同庁舎内) TEL 0178-27-0692
 - 五所川原分室 五所川原市字栄町10 (県合同庁舎内) TEL 0173-33-4622
 - 十和田分室 十和田市西十二番町20-12 (県合同庁舎内) TEL 0176-23-3838
 - むつ分室 むつ市中央一丁目1-8 (県合同庁舎内) TEL 0175-22-3945



○市町パスポート窓口 ※下記の市町に住所または居所のある方が対象

弘前市総合行政窓口	弘前市駅前町9-20	HIRORO3階	TEL 0172-34-6009	8:30～17:15
八戸市市民課	八戸市内丸1-1-1	八戸市庁内	TEL 0178-43-9192	8:15～17:00
三沢市市民課	三沢市桜町1-1-38	三沢市役所内	TEL 0176-53-5111(内235)	8:15～17:00
平川市市民課	平川市柏木町藤山25-6	平川市役所内	TEL 0172-55-5309	8:15～17:00
田子町住民課	三戸郡田子町田子字天神堂平81	田子町役場内	TEL 0179-20-7113	8:15～17:00

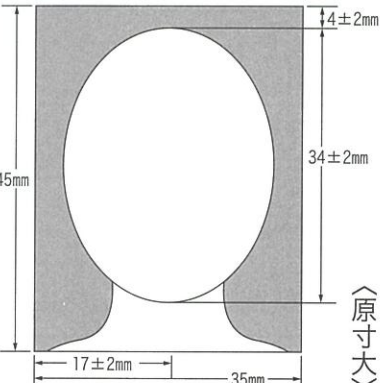
旅券(パスポート)申請のごあんない

〈書面手続による場合〉

- ▲ 青森県で申請できるのは、県内に住民登録をしている方です。
- ▲ 県内に住民登録をしていない方が、居所で申請を希望する場合は旅券窓口にご相談ください。

申請に必要な書類

(電子申請による場合)
 青森県庁ホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/>
 外務省ホームページ <https://www.mofa.go.jp/> をご参照ください。

1. 一般旅券発給申請書 …… 1通	・ 申請書は10年旅券用と5年旅券用の2種類で、各旅券窓口と県内の各市町村役場住民課等にあります。 ・ 18歳未満の方は、5年旅券のみの申請になります。
2. 戸籍謄本(全部事項証明書) …… 1通 (発行日から6ヶ月以内のもの 市町村役場で発行します。 広域交付によるものも可。)	・ 有効な旅券を持っている場合で、氏名や本籍地の都道府県名などに変更がなければ、提出を省略できます。(氏名に別名併記を希望する方は省略できません。) ・ 氏名や本籍地の県名などに変更があった場合、変更前後の内容が確認できるもの。 ・ 同一戸籍の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通とすることができます。 ・ 2枚以上になっているものを本人分のみ切り離したものは無効です。
3. 写真 …… 1枚 (撮影日から6ヶ月以内のもの)	 <p>写真の裏面下段に氏名を記入し、貼らずに持参してください。 ※表面に文字が浮かび出ないように筆圧に注意してください。</p> <p>・ 正面向き、無帽、無背景、目の周辺を隠していないもの。縁無しで左記の寸法を満たすもの。規格外の写真は受付できません。鮮明な写真をご用意ください。</p> <p>※パスポート写真として不適当な例(撮り直しが必要となる場合があります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 画質が不鮮明なもの。顔や背景に影のあるもの。変色、汚れ、キズのあるもの。 ● 眼鏡のレンズに光が反射しているものや、色付きレンズの眼鏡を着用したもの。 ● 髪や眼鏡のフレームが目にかかっているもの。 ● フラッシュなどにより瞳が赤く写ったもの。 ● カラーコンタクトや瞳のフチを広げるコンタクトを装着したもの。 ● ヘアバンドなどで頭部が隠れていたり、衣服やイヤリングなどの装飾品で顔の一部が隠れているもの。髪が顔の輪郭を隠しているもの。 ● 口角が上がるなどにより実際の容姿と著しく異なるもの。 ● 人物と背景の境界が不明瞭なもの。(頭髮や衣服の色と背景が同系色で輪郭が見分けにくいなど) ● 背景にグラデーション(濃淡)が入っているもの。背景の色が濃いもの。絵柄や物が映っているもの。 ● 美白処理や画像処理をほどこしたもの。
4. 本人確認書類 (原本で有効なもの。コピー不可)	<p>① 次のものから1つ提示してください。</p> <p>日本国旅券(失効後6ヶ月以内のものを含む)、運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅建取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、写真付き官庁職員身分証明書、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付)</p> <p>② ①を提示できない場合は(A+B)、(A+A')、(Aのア～ウの組合せで2点)の組合せで2つ提示してください。</p> <p>A ア 保険証(健康保険証、国民健康保険証、船員保険証、介護保険被保険者証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証)</p> <p>A' イ 年金手帳(証書)(国民年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金・厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金証書又は恩給証書)</p> <p>ウ 印鑑登録証明書と登録印鑑</p> <p>B 生活保護受給者証明書、本人確認証(中国残留邦人等)、源泉徴収票(最近のもの)、納税証明書(又は非課税証明書)、母子手帳(小学生まで)</p> <p>写真付き学生証又は生徒手帳、写真付き会社の身分証明書(生年月日記載のもの)、写真付き公の機関が発行した資格証明書、失効後6ヶ月以上経過した日本国旅券、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳、外国人登録証明書(法務大臣の定める期限まで)、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書(平成24年3月31日以前交付)</p>
5. 前回取得した旅券 (失効している場合も窓口へお持ちください。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効な旅券をお持ちの方は、有効旅券を提示しないと申請はできません。 ・ 前回旅券とは番号が変わり、有効旅券の残存期間は切り捨てとなります。
住民票について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの場合には住民票(発行日から6ヶ月以内のもの)が必要です。 ※ 住民登録地が青森県外にあり、単身赴任者や学生等で青森県内に居所がある場合。 ※ 八戸市・三沢市・平川市及び田子町に所在する職場や学校に通勤・通学している方が、所在地の市役所または町役場旅券窓口で申請する場合。(ただし、住民登録地が青森県内の他の市町村の方に限ります。)